

## 広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の概要

### 1 趣 旨

令和4年8月に発生した広島県立学校の生徒の死亡事案について、本件事案に至るまでの事実関係に関する詳細な調査及び検証並びに本件事案の原因及び背景要因の究明並びに本件学校及び県教育委員会の本件事案前後の対応について調査等を行い、今後の再発防止を図ることを目的として、本件遺族の広島県知事への要望により、本件遺族の意向に配慮して、広島県立学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会を設置しました。

### 2 調査委員会の所掌事項

調査委員会は、次に掲げる事項を所掌します。

- ・ 本件事案に至るまでの事実関係を調査及び検証し、本件生徒に何が起きたのかをその心理状態も含めて明らかにすること。
- ・ 本件事案に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実関係を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係を踏まえて、本件事案の原因及び背景要因について究明すること。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係に対して、本件学校及び県教育委員会がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教育委員会の本件事案前後の対応が適切であったかを検証すること。
- ・ 調査等によって明らかになった結果を審議し、広島県の子供が健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する具体的な対応策及び改善策を提言すること。

### 3 組織等

調査委員会の委員は、広島県、本件学校、県教育委員会又は本件遺族と利害関係（過去の実績を含む。）を有しない者であって、心理、法律、児童青年精神医学、教育等に関する専門的な知識経験その他生徒の死亡に関する調査等を行うために必要な知識経験を有する者のうちから選任しています。

調査委員会は、独立した立場から、調査によって明らかになっていく事実関係にのみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公平に調査等を行うものとします。

調査委員会は、所掌事項を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことがあります。

### 4 委員の役割

委員は、調査委員会を設置した経緯を踏まえて、調査の方法を決定の上、調査を実施し、明らかになった事実を審議するなどの役割を果たします。また、その調査権限は全て調査委員会に専属しています。

委員は、それぞれの専門的な知識経験に基づき、調査によって明らかになった事実関係を検証し、その評価及び事案との関係について意見を述べることを主たる役割としています。

## 5 会議等

会議は、原則として非公開となります。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項各号に該当すると認められる事項以外を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って会議の全部又は一部を公開することができます。

## 6 調査

調査委員会は、所掌事項を遂行するために、次に掲げる事項のほか、本件遺族の要望を踏まえて、調査委員会が必要と判断する調査を行います。

- ・ 県教育委員会及び本件学校に所属する教育委員、教職員等（過去に本件学校及び県教育委員会に所属していた者を含む。）、本件生徒の親族、本件学校の生徒（卒業生、転校生等を含む。）及びその保護者その他本件生徒と関わりを持つ者から、事実関係や意見を聴取し、説明等（本件学校その他関係する現場における説明を含む。）を求めること。
- ・ 調査対象者に対して、文書及び音声記録等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他関係する現場において当該資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めること。
- ・ 調査対象者から口頭で陳述、説明等を受けたときは、中立かつ公平な調査等を実施できるよう、原則として録音記録するとともに、書面での記録を作成すること。
- ・ 調査対象者に対して広くアンケートや聴き取り調査を行い、その結果及び調査記録を、調査対象者のプライバシーに配慮した上で、調査委員会が行う調査に支障のない範囲で本件遺族に情報提供すること。
- ・ 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。
- ・ その他所掌事項を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に求めること。

## 7 報告・公表

調査委員会は、所掌事項に係る調査、審議等を終えたときは、調査結果報告書を作成し、知事及び本件遺族に報告します。

知事は、調査委員会から報告を受けたときは、速やかに県教育委員会に報告します。

知事は、本件報告書を、県民が広く閲覧可能な方法で、適切な書面により速やかに公表します。ただし、その公表方法及び公表期間については、関係者の人権に最大限配慮して、調査委員会及び本件遺族の意向及び助言を踏まえた方法及び期間とします。

知事は、公表に際して、本件遺族を含めた関係者のプライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、本件遺族等と相談の上、必要な配慮を行います。

## 8 再発防止

知事は、調査委員会の提言について、当該措置が県教育委員会の権限に属する場合は、県教育委員会に対して必要な措置を講じるよう要請します。

知事及び県教育委員会は、必要に応じて再発防止策の修正及び改善を行い、引き続き安全な教育環境の確保に努めます。

## 9 資料の管理

調査委員会及び調査員が作成に関与した資料は、調査終了後、知事が保存するものとし、広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）に基づき適正に管理します。

## 10 事務局

事務局の職員は、広島県総務局総務課の職員が担当します。

事務局は、調査委員会の指示により、委員との連絡調整、調査の進行状況等の本件遺族及び調査対象者への説明その他調査委員会が必要と認める事務を、中立かつ公平に取り行います。

## 11 守秘義務

委員、調査員及び事務局員は、調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。